国民健康保険からのお知らせ

国民健康保険証が8月から新しくなります

●問い合わせ 保健医療課国保室 ☎53-2111(内線252~254)

新保険証を世帯主に送付します

8月1日 (金)から使用する新しい保険証 (空色) を、**7月下旬**ごろに国保加入者分を世帯主あてに特定記録郵便で送付します。

ध

今回から保険証と高齢受給者証が 1 枚になります

誕生日の翌月現在で満70~74歳の国保加入者には、これまでは 保険証と高齢受給者証の2枚を交付しておりましたが、今回から これを1枚に兼ねた新しい保険証兼高齢受給者証(空色)を世帯主 あてに特定記録郵便で送付します。

8月1日から病院などで受診される際は、新しい<u>保険証兼高齢</u> 受給者証を提示してください。

今年度の住民税課税所得により、一部負担金割合が変更になる 場合がありますので、下記の表を参考に新しい保険証兼高齢受給 者証に記載されている負担割合を確認してください。

70歳以上75歳未満の人の一部負担金の割合

区分	一部負担金の割合
①昭和19年4月1日以前に生まれた人	1割
②昭和19年4月2日以降に生まれた人	2割
①、②にかかわらず、現役並み所得者(※1)	3割

※1 現役並み所得者とは、同一世帯の中に住民税課税所得が145万円以上ある70歳以上75歳未満の人をいいますただし、該当する人の収入合計が複数で520万円未満、 単身で383万円未満の場合は、申請により1割または2割負担になります

保険証の個人送付を希望するときは・・・

保険証などを個人あてに送付して欲しい場合や住民登録地以外の居住地に送付を希望する人は、「送付先変更届」の提出が必要です。運転免許証などの身分証明書と印鑑を持参の上、保健医療課国保室または各支所地域振興課地域福祉室の窓口で手続きをしてください。(既に送付先変更届を提出されている人は手続きの必要はありません。)

ご注意ください

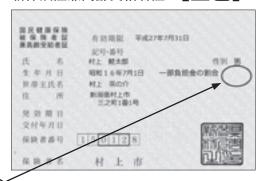
仕事中の事故や交通事故、酒酔い、けんか、犯罪、自殺などによる医療費は、保 険証を使用して治療を受けることはできません。

このような場合は、保険証を使用する前に国保室にお問い合わせください。 ご連絡なく使用すると、医療費をお返しいただく場合があります。

新保険証 【空色】



新保険証兼高齢受給者証 【空色】



保険証を直接窓口での受け取りを 希望する人は、7月11日倒までに担 当までご連絡ください。



国民健康保険税の確定通知書を7月中旬に世帯主に送付します

●問い合わせ

税務課保険税係

☎53-2111(内線223、224)

または各支所地域振興課市民生活室

■正式な保険税額をお知らせします

国民健康保険税は、加入者の前年中の所得をもとに世帯単位で計算します。すでに4月以降の年金から仮の保険税を納めている世帯には、平成25年中の所得が確定しましたので、再計算をして、平成26年度の正式な保険税額をお知らせします。

なお、年度の途中で75歳の誕生日を迎え、後期高齢者医療制度に加入する人がいる世帯の保険税額は、75歳の誕生日を迎える月の前月分まであらかじめ計算し、年間の納期数で割り振りした金額をお知らせします。

また、40歳から64歳までの人には、第2号被保険者介護保険料分を納めていただきますが、年度の途中で40歳になる人は、誕生日を迎える月(1日が誕生日の場合はその前の月)の分から納めていただきます。

■納付方法

保険税の納め方には、年金から天引きされる「特別徴収」と、 納付書や口座振替による「普通徴収」があります。(納付方法は 通知書に記載)

特別徴収の場合は、年金支給日に天引きされます。普通徴収の場合で直接納付する世帯は、通知書に添付されている納付書により窓口で納めてください。

□座振替を申し込んでいる世帯は、納期限に振り替えますので、振替日までに残高を確認しておいてください。(金融機関名、□座番号などは通知書に記載)

■納付方法を変更できます

特別徴収の場合は、「国民健康保険税納付方法変更申出書」を提出すると、普通徴収(口座振替)に変更できます。振替口座

の預金通帳、通帳の届け出印、保険証を持参して、税務課・各支所地域振興課市民生活室・各連絡所で手続き してください。(金融機関ではできません)

納付書から□座振替へ変更を希望する場合は、振替□座の預金通帳、通帳の届け出印、保険証を持参して、 税務課・各支所地域振興課市民生活室・各連絡所・市内金融機関で手続きをしてください。

主。台连桁別、川内立隅成民で子が

納付相談を受け付けています

国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料を納期限までに納めることができない場合など、納付に関する相談を受け付けています。担当の職員が、現在の状況を確認し、それぞれの事情に合った納付計画を一緒に考えていきますので、お困りの際はご相談ください。

○保険税の税率および賦課限度額

	所得割率	被保険者 均等割額	世帯別 平等割額	賦課 限度額	
医療分	7.5%	26,000円	12,400円	51万円	
後期 高齢者 支援金分	2.5%	9,900円		16万円 ※①	
介護分	2.2%	13,000円		14万円 ※②	

●賦課限度額が改正されました。

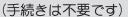
※①14万円→16万円

※②12万円→14万円

保険税額の軽減

確定申告や市・県民税の申告をした 人で、所得が一定以下の世帯の保険税

額は、被保険者均等 割額と世帯別平等割 額を世帯の所得に応 じて7割、5割、2割 を減額して計算して います。





7